

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成29年3月16日 午後1時28分～午後2時46分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	成川幸太郎	委員	井上勝博
副委員長	石野田浩	委員	川添公貴
委員	上野一誠	委員	森満晃
委員	瀬尾和敬	委員	坂口健太
委員	川畑善照		

○欠席委員（1人）

委員 杉 菌 道 朗

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 新 原 春 二

○その他の議員

議員	大田黒博	議員	落口久光
議員	持原秀行	議員	松澤力
議員	帯田裕達		

○説明のための出席者

危機管理監	中村真		
防災安全課長	寺田和一	市民福祉部長	春田修一
専門職	阿南哲也	市民健康課長	檜垣淳子
原子力安全対策室長	遠矢一星		

○事務局職員

事務局長	田上正洋	課長代理	瀬戸口健一
議事調査課長	道場益男	主幹兼議事グループ長	久米道秋

○審査事件等

1 審査事件

- ・ 陳情第1号 鹿児島県知事へ安定ヨウ素剤の事前配布に関する意見書の提出を求める陳情

2 調査事項

- ・ 平成28年度原子力防災訓練の実施結果について
-

△開 会

○委員長（成川幸太郎）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程は、お手元に配付しております審査日程のとおりであります。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在、7名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、随時許可します。

△陳情第1号 鹿児島県知事へ安定ヨウ素剤の事前配布に関する意見書の提出を求める陳情

○委員長（成川幸太郎）それでは、陳情第1号鹿児島県知事へ安定ヨウ素剤の事前配布に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、本会議において、陳情文書表を配付されていることから、陳情文書表の朗読は省略したいと思いますので、御了承願います。

（巻末に陳情文書表を添付）

まず、本陳情の内容に関して、当局から何か説明事項はございますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）県内の状況についてご説明申し上げます。

出水市が、甲状腺被ばくを抑える安定ヨウ素剤を出水市民の希望者全員に事前に配るよう市に求める陳情を、平成28年12月22日の本会議で採択されましたが、これに対して市の動きはまだないと聞いております。

また、いちき串木野市が、「原子力災害の万が一の備えとして、市民への安定ヨウ素剤の事前配布を求める意見書」を市議会議長名で平成28年12月27日に県へ提出しています。

また、「電源地域の振興に関する要望書」の6番目に安定ヨウ素剤の事前配布の検討、UPZにおける安定ヨウ素剤の事前配布について検討することを市長名で平成29年2月17日に県へ提出しております。

県のほうは、安定ヨウ素剤の配備や事前配布について、この陳情の回答はしていませんが、3月の県議会の同様の質問に対して、これまで国の指針に従い対応しておりますが、その在り方につきましては、今後とも様々な観点から検討していくという回答でした。

それと、お手元にあります島根県松江市の状況を少しお話したいと思います。PAZ圏内は9,500人に対して約7,000人に事前配布が済んでいると聞いております。また、UPZ圏内の人口約19万人に対しては、住民で緊急時に速やかに安定ヨウ素剤の配布を受けることができないなどの理由があり、事前配布を希望される住民の方々への配布を行っているということです。3月現在で415人に配布が済んでいると確認しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（成川幸太郎）ただいま、当局から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか——当局への質疑はないと認めます。

それでは、ほかの委員の皆様から何かこの陳情に対して、御意見はございませんか。

〔「自由討議」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）ただいま自由討議の申し出がありました。自由討議の声がありますので、ここで質疑を一時中止し、これから自由討議を行います。御意見はありませんか。

○委員（川添公貴）今般この陳情に対しては、私が間違っているかもしれませんが、県議会にも陳情が上がっているということと、その中で継続審査にされているということがあるんですが、それはとりあえず置いといて。

原発立地自治体として、やはり、市民の方々がいろんな不安を抱いてらっしゃるというのは確かであります。不安を抱いていない方もいらっしゃいますけど。少しでも不安を取り除く方向性を見出すことができるのであれば、市議会としてもいろんな方法を考えざるを得ないだろうと思います。

今般この30キロ圏内についてということになると、当然今後の話なんですけど、50キロ圏内とかいう話も出てくるかもしれませんが、とりあえず今回は30キロ圏ですので、中身について、5キロ圏内の配布状況と同じようにするというのは難しいだろうと思うんですね。ですので、どういう手法で、どうやったら安全に配布できるのか、もしくは配布しないのかということをもう少し研究すべきだろうと思います。その理由は、まず国費による安定ヨウ素剤の配布ということが一つ考えられます。それから二つ目が自己負担ということも考えられます。それから、5キロ圏内のよう

に住民の方々に周知を図って、期日を指定して一括でやるという方法はとれないと思います。その中でどのような方法がとれるのかという疑問が一つあります。それをした場合に診療所をどうするのかということ。それらを踏まえた上で、これは知事に対する意見書を出してほしいということで、委員会の中でそれらをしっかりと共通理解をもってして判断をしていくべきだろうと思います。ですので、今回重要な案件ですので、希望されて少しでも安心感を得られるのであれば、その方法も必要だろうと思いますし、いらない方はいないこともあります。ですので、私としては、もう少し時間をかけて中身を精査して議論を重ねていく必要があるのかなと思います。というのは、どなたでもある程度納得ができるような形で、県知事に意見書を出すなり出さないなり、もっていきたい。そのような方法が必要であるんじゃないかと、私としては考えているところであります。以上です。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御意見はございませんか。

○委員（井上勝博） 先日、島根の松江市議会議員の芦原康江さんという方が来られて、県のほうにも陳情をされているわけですが。その方が薩摩川内市の文化ホールで講演をされたときにいただいた資料には――これは県なのかわかりませんが、安定ヨウ素剤の事前配布申請書、それから、安定ヨウ素剤とはなんですか、どのように服用すればいいのでしょうか、もしもの原子力災害に備えて希望される方へ安定ヨウ素剤を事前配布します、これは島根原子力発電所から5から30キロメートルにお住まいの皆様へということで、非常に簡単なパンフレットのコピーをいただいております。このコピーによると、最初に配布申請書を入手して必要事項を記入して、県庁医療政策課へ持参するか、ファックス、電子メール、また専用封筒で郵送するなどして、後日説明会の案内が送られてくるので説明会に参加し、医師の説明を受けたあとに安定ヨウ素剤を受領しますということで、注意書きもありますが非常に簡単な注意書きで、3年間は安定ヨウ素剤の有効期限だけど、交換時期が近づいたらまた説明を行い新しい薬剤と交換する必要がありますという注意書きが書かれてある程度ですが。非常に面倒くさい手続もありせずに、申請すれば手に入るというやり方がさ

れているようなので。もう少し検討したいということはいいんですが、この資料は皆さんに送られてきているというふうに聞いているんですよ。これを送った方から聞いたんですけど。やっぱりそういう資料などをそろえて、また共通認識するというのは別に構わないんですが。非常に問題はそんなにないというふうに思いますので、できれば速やかに採択していくべきだと思いますが、皆さんがもう少し知りたいということであれば、もう少し時間をかけて検討するというふうに構わないと思います。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御意見はございませんか。

○委員（石野田 浩） 今までこの議会に何回か過去出されてますよね。同じような陳情を、その中で議会は不採択にしているわけですよ。ここでも我々委員会が採択して知事に出すとすれば、かえって市民の不安をあおるようなことにならないかなと思うんです。今これだけずっと不採択できて、ここで議会在採択となれば、議会も変わったのかというやたらと不安をかえってあおるようなことにはならないかという懸念があります。

○委員（井上勝博） 今までの陳情は、PAZの5キロ圏内と同じように30キロ圏内にも配布してくださいという陳情だったんです。今回のやつは、希望者が申請して、もらえるようにしてくださいという全然違うところがあって。30キロ圏内に全部配布しなさいということになると、相当な作業量、事務手続が必要になってくると。5キロ圏内でも大変なのにといいこともあって、これまでは不採択になっているという現状もありますので。全然性格がちがってきているということは御承知いただきたいなと思います。

○委員（川添公貴） 過去のそういう陳情に対して、副委員長がおっしゃるようないろんな判断をしてきて、私も否決にまわったほうです。事実として、全員に配りなさいとか、配るようにしなさいという趣旨の陳情内容であったように覚えてるんですが、今回は、知事に意見書を出してくれという大きな目的の一つ。それからさきほども言いますが、希望者にといいことなので、その希望者をどうするのかという手順、我々は議会として知っておく必要があるだろうと思うんです。前の委員会でも言ったかんですけど、希望者には、安心感が得られるのであれば、自分の診断を受けて配

布してもいいのではないかという質問もしたことがあったはずです。そのときは、希望者じゃなくて全員というような陳情だったので、なかなかそこは時間、労力等を考えたら難しいということでした。ですから今回、希望者に対して配ることを、知事に意見書を出してほしいということなので、意見書ということを見ると、もう一回言いますが、出すとしたら、やはりしっかりと、我々がどういう意見書にしたらいいのか、それとも出さないとしたらどういう理由で出さないのかということをもうちょっと深く精査しておく必要があるだろうと思います。精査をした上で、皆さん方と一緒に判断していくのが妥当かなと思いますので。そしてもう一つ、他市町村、他府県がやったからうちもやるという考え方でなく、川内の1、2号機があるわけですので、それらを我々が全国で初めて原発を動かす同意しましたから、それらをした以上は、しっかりとそのへんも理解した上で様々な判断をしていく必要があるだろうと思いますので、私としては、もう少々時間がほしいということを再度申し上げたいと思います。

○委員（上野一誠） さっき石野田副委員長が言われたとおり、平成27年から平成28年にかけて、この安定ヨウ素剤配布については、6回目の審査に当たると、陳情処理に当たるというふうに理解ができると思います。

当局が、1月12日に安定ヨウ素剤配布について現状をこの委員会で説明をしました。したがって、その内容は、どういう形で配布がありますよ、あるいはこうして保管してますよというのを、具体的に説明を受けたと思っています。

原子力は、ずっと前からこの流れであって、再稼働したからしないからという議論じゃなくて、やっぱり立地自治体としてこの安定ヨウ素剤の配布のあり方については、私の捉え方から言うと、一応市民健康課、その所管が国の指針を受けながらこういう形をこれまで対応してきていることには間違いないと思っています。この陳情があらうとなかろうと。したがって、そういう対応が現実であるというふうに思っておりますので。今回の陳情も同じようなご要望でありますけど、そういうことを踏まえると、我々は安定ヨウ素剤の配布についてはいろいろ議論もしてきておりますし、さらに、今、川添委員が言われるような一つの踏み込んだ議論が、必要性があるかないかは、それ

は個人の判断として、私は当局の捉え方が、必要があるとするならば、当然こういう行動も起こされるだろうというふうに思っております。そういう意味では、当局もこの陳情を受けた考え方をどう捉えるかということも少しお尋ねもしてみたいものだなと思うんですけど。許されるなら、自由討議の中ではありますけど、少し確認をしてみたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一） 今回の部分で、UPZ内で配布しているところがどれだけあるかということでちょっと調査したんですが。島根県は先ほど課長が説明しましたが。女川、高浜、これについては内閣府の交付金を使いながら、島があるというようなこと等で、UPZの一部に配布しておりますが、それ以外の配布予定はないというようなこと等でしております。玄海もあるんですが、これも離島があるというようなこと等やら、あるいは、路線が1本しかなくてPAZ内を通過しなければならないというようなこと等で、PAZに準ずるということで配布した地域がございますが、全体的には、島根県がされたような形ではされていないというような状況でございます。

本市の場合は、今まで県と協議をしながら原子力防災指針に基づいてやってきております。原子力防災指針に基づかない配布の方法をとったところが一箇所ございますが、そこは全て市の単独事業でされていまして、電話での聞き取りの中では、財源的にもかなりの経費を使われているというような状況がございます。そういうことからしますと、現時点では、国の原子力防災指針に基づき、また、県と協議しながら、歩調を合わせた形で市としては取り組んでいくほうがいいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（成川幸太郎） いいですか。

○委員（井上勝博） 聞いてもいいですか、春田部長に。

○委員長（成川幸太郎） はい。

○委員（井上勝博） そのお金がかかっているということですが、私が聞いたのは、島根県の場合は国費でやっているということなんで、一切県とか市の持ち出しはないというふうに聞いているんですが。この持ち出しとしているというところは、具体的にはどこになっているかは紹介いただけますか。

○市民福祉部長（春田修一） 今井上委員おっしゃいますように、前に言った4箇所については、国の指針に基づいてしておりますので、当然内閣府の交付金を使いながら一般財源というのはないところでございます。ただ、一箇所ですが、ひたちなか市でございます。東海第2原発があるところにつきましては、人口が多いというようなこと等もあって、国がっております事前説明会、配布という形式が難しいというような判断から、その原子力指針に基づかない配布をされております。その部分が、市の単独でやられているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） そうすると、島根とか、女川とか、高浜のように——女川とか、高浜は希望者じゃなくて全部なんですかね。

鹿児島県が、島根のように見習って、30キロ圏内は希望者には配布しますということになれば、特に市の財政が痛むということはないと考えていいわけですか。

○市民福祉部長（春田修一） 女川、高浜、玄海、ここにつきましては、国の原子力防災指針に基づきまして、先ほど言いましたとおり離島であるとか、あるいは道路が1本しかなく避難の際PAZを通過しなければならないというようなこと等から、PAZに準ずる地域というようなこと等で、内閣府の交付金を使いながらやっておりますので、市の負担はないと。島根もですが、市の負担はないというような形になるというふうに考えております。

○委員（井上勝博） それで仮に島根のように鹿児島県がこういうことで30キロ圏内の希望者には配布しますよということになった場合は、市の財源は持ち出しとかそういうのはないんじゃないですか。国費でできるんじゃないですかね。

○市民福祉部長（春田修一） 現在、内閣府の交付金分につきましては、県のほうに入っておりますので、委員おっしゃるように、県のほうでするよということ等があれば、国の方ももう前例があるわけですので、島根みたいな形で前例があるわけでございますので、そこについては市の負担は生じないというふうには判断しております。

○委員長（成川幸太郎） 井上委員、自由討議は原則、委員間でですから、当局への問い合わせはもうこれでやめていただきますか。

○委員（井上勝博） 今回の陳情は、島根を念頭に置きながら、島根のようにできないかということで、県に対して要望を出すということです、特に懸念するところはないと思います。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御意見はありますか。それでは、自由討議を終わり、ここで質疑に戻します。

ほかの委員の皆様から何か御意見はありませんか。意見はないと認めます。

次に委員外議員の質疑はありませんか——質疑はないと認めます。

それでは、これから本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（川添公貴） 当局からの説明にもいろいろありましたし、やはりそれらの資料をもう一回精査して、もう一回議論の場に上げる必要があると思いますので、本日は、私は継続を希望したいと思います。

○委員長（成川幸太郎） ほかに。

○委員（上野一誠） これまでの委員会審査を含めて、採決をとっていただきたいと。

○委員長（成川幸太郎） ただいま継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について起立によりお諮りをいたします。それでは本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成川幸太郎） ただいまの採決について、もう一度、起立の数を確認するために、再度、採決いたします。なお、採決は起立により行いますが、起立しないものは、不採択とするべきものとみなします。

〔「採択じゃないよな」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） ただいまの採決について、もう一度、申し訳ございません。起立の数を確認するために、再度、採決をいたします。

本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。1、2、3、4名ですね。

可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本陳情に対する可否を裁決します。委員長は、継続審査に対する可否を裁決します。委員長は、継続審査について不採択とすべきものと裁決いたします。

〔委員長と事務局職員が協議〕

○委員長（成川幸太郎） 申し訳ございません。

ただいまの採決について、もう一度、起立者の数を…

○委員（川添公貴）委員長、もう一回休憩して、打ち合わせせん。休憩をお願いします。

○委員長（成川幸太郎）休憩に入ります。5分、休憩します。

~~~~~

午後1時59分休憩

~~~~~

午後2時 8分開議

~~~~~

○委員長（成川幸太郎）ただいまより再開いたします。継続審査の採決について、もう一度、申し訳ございません。確認して判断いたします。継続審査について、採決いたします。なお、採決は起立によりますが、起立しないものは、継続審査に反対するものとみなします。

本陳情の継続審査に賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（成川幸太郎）可否同数であります。よって、本陳情の継続審査に対する可否を、委員長が裁決いたします。委員長は、本陳情の継続審査について反対いたします。

よって、本陳情は、継続審査とすることは否決されました。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）討論がありますので。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）反対の討論はありませんか。賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）これまでUPZの安定ヨウ素剤の配布については、陳情が不採択にさてきたという経過であるということでもありますけれども。そのときの議論というのは、PAZの配布というのは、今でも100パーセントはできない、かなりの期間にわたってやらないと配布できないということとか、それなりのお金も相当かかる、人件費もかかる。そういう理由で、これをさらにUPZの30キロ圏に広げることとは不可能であるという、そういう議論であったわけです。しかし、現に他県で行われていることであり、またそれが国費でできるということで、それは希望者ということで、希望者が申請し、説明会に希望者が自ら足

を運び、そこで説明を聞き、そして、配布してもらおうというやり方ですから、かなり簡単に、事務的なことは雲泥の差ですね。ですから、財源的にも、これを島根県のように県ですれば国費で賄えるということでもありますので、何ら問題がないし、やっぱり市民の不安を少しでも和らげるという効果にはなと思いますので、この陳情には賛成をいたします。

○委員長（成川幸太郎）次に、反対の討論はありませんか。賛成の討論はありませんか——討論は尽きたと認めます。

採決します。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）はい。

○委員（川添公貴）私は判断する材料をまだ持ち得ませんので、棄権したいと思いますので、記名投票をお願いします。

○委員長（成川幸太郎）ただいま本陳情の採決について記名投票の声がありますので、本陳情の採決は記名投票により行います。投票の準備を行いますので、そのままお待ちください。

[記名投票準備]

○委員長（成川幸太郎）これより本陳情を採決します。この採決は記名投票によります。投票札を配付します。

[投票札配付]

○委員長（成川幸太郎）投票札の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）配付漏れはないと認めます。

ただいまの出席委員数は8人です。

投票札置場は異状ないと認めます。

それでは、本陳情を可とする、すなわち本陳情に賛成の委員は白票を、本陳情を否とする、すなわち本陳情に反対の委員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

[事務局職員点呼により投票]

坂 口 委員

森 満 委員

川 添 委員

石野田 委員

井 上 委員

川 畑 委員

瀬 尾 委員

上 野 委員

○委員長（成川幸太郎）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）投票漏れはないと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。

立会人に坂口委員、森満委員を指名します。両委員の立ち会いをお願いします。

それでは開票します。

〔開票〕

○委員長（成川幸太郎）お待たせしました。投票の結果を報告します。

投票総数5票、棄権3人、合計数8。

これは先ほどの出席議員数に一致しております。そのうち、

賛成1票

反対4票

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

---

〔投票の結果〕

投票総数5票

棄権3人

投票中 可とするもの 白票 1人

否とするもの 青票 4人

〔記名投票結果〕

白票（賛成）を投じた議員

井 上 委員

青票（反対）を投じた議員

坂 口 委員

森 満 委員

石野田 委員

上 野 委員

棄権した議員

川 添 委員

川 畑 委員

瀬 尾 委員

---

○委員長（成川幸太郎）投票札を回収しますので、しばらくお待ちください。

〔投票札回収〕

---

△平成28年度原子力防災訓練の実施結果

について

○委員長（成川幸太郎）次に、平成28年度原子力防災訓練の結果についてを議題とします。

まず、当局に説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一）防災安全課から提出をいたしました平成28年度原子力防災訓練の実施結果についての資料をごらんください。

まず、1ページでございます。訓練の目的、実施場所、日時、訓練想定及び訓練種目並びに内容につきましては、先般1月12日の委員会において説明させていただいたものと同様でございますので、今回は省略させていただきます。

1ページの大きな4番、参加機関及び人員でございますが、参加機関180の機関、約4,200名に参加いただいて実施いたしております。なお、市民の参加は、資料記載のとおり623名ございました。

資料の2ページをお開きください。

大きな6としまして、今回の訓練によります新たな取り組みでございますが、（1）航空機による道路被災状況確認後の代替経路による避難、（2）家屋倒壊を想定した避難所等での屋内退避、（3）避難受入市町における避難住民受け入れの初動対応訓練を新たな取り組みとして実施いたしております。

資料の3ページをごらんください。ここからは、住民避難訓練につきまして少し具体的に御説明させていただきます。3ページ上段のPAZ圏内災害時要配慮者避難訓練についてでございます。全交流電源喪失による施設敷地緊急事態への事象進展に伴い、PAZ圏内の社会福祉施設3施設並びに在宅の要配慮者の避難訓練を実施いたしました。訓練参加人員は資料記載のとおりでございます。なお、当日は、教育委員会が、学校において適切な対応がとれるようにという訓練趣旨のもと、通信訓練も実施しており、これに参加いただいたのが2小学校、2中学校、合計66名でございます。

続きまして、3ページの下段でございます。PAZ圏内住民避難訓練についてでございます。全方面緊急事態への事象進展に伴い、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言を受けPAZ圏内住民の避難訓練を実施いたしました。人数は記載のとおり105名でございます。

資料をお開けいただいて、4ページをごらんく

ださい。UPZ圏内で家屋倒壊を想定した避難所等での屋内退避訓練です。先ほども御説明させていただきましたが、今回新たに組み込んだ訓練を亀山地区で実施させていただきました。内容につきましては、地震により自宅での屋内退避ができなくなったとの想定で、今回、亀山地区コミュニティセンター——これは構造上、鉄筋コンクリート造平屋建てでございましたが、亀山地区コミュニティセンターを使用いたしまして屋内退避訓練を実施しております。

4 ページ下段のUPZ圏内住民避難訓練についてでございます。内閣総理大臣の緊急事態宣言後の事象の進展に伴い、UPZ圏内の一部地域において基準値を超えた地区が発生し、その地区の避難訓練を実施したところであります。なお、今回の訓練では、川内地区及び平佐西地区が基準値を超えたという想定のもので避難訓練を実施しております。

資料の5 ページ上段をごらんください。甬島住民の避難訓練について説明いたします。この訓練につきましては、平成25年度の国の主催の訓練から本市独自の訓練として実施しております。UPZ圏内に含まれる里地区及び上甬地区のうちの中野、上甬町江石自治会、ここの住民の上甬島内での30キロ圏外への避難及び長浜港を仮想の本土と見立てた島外避難訓練を実施したところでございます。資料5 ページの下段から6 ページにつきましては、参考までに訓練の記録写真を掲載させていただいております。

最後になりますが、今年度の訓練に関しまして、本会議での一般質問、総務文教委員会で御指摘、御意見をいただいております。今後、それらを踏まえ真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、鹿児島県とも機会を捉え、協議、検討することになると考えておりますので、見直しの必要なものについては、随時取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、平成28年度原子力防災訓練の実施結果についての説明を終わります。

**○委員長（成川幸太郎）** ただいま当局から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 今回は、規模的に市民参加が623人ですが、623人の中には市内の職員も入っているのですかね。職員以外でいうと、何人かというのはわかりますか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 623人につきましては、先ほども申し上げましたとおり市民の参加でございます。職員につきましては、消防団員含む354人、合計にしますと市全体では977人の参加になります。

**○委員（井上勝博）** これからいろいろ問題点なんかを整理するというお話でありますけれども、市としてはこういった課題があるというふうに考えていらっしゃるか、それはまとめられてはいないのですか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 訓練に参加しました職員、それから我々のほうからの反省点等ありますが、訓練において地域防災計画の修正にまで必要な大きな反省点等はなかったと認識しております。ただし、今後はまた鹿児島県、関係機関と十分協議検討をしながら、これまでも申し上げてまいりましたとおり立ち止まることなく新たな知見等出てまいったりしました場合には、それを踏まえて修正、また新たな取り組みに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 623名ではありますけれども、やはりまだ参加者が非常に少ないなという感じを受ける訳ですけれども、そういったことについては、この程度でよかろうという認識でいらっしゃるのですか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 今、委員御指摘の623人について多いか少ないかというところでは、多い少ないは、私どもは判断しておりません。ただ言えますのが、今回の訓練が土曜日の訓練であったということでございます。御意見としまして土曜日であっても民間企業はまだ仕事の日であるのだという御意見もいただきました。またこれとは逆に平日に行ったほうが、学校も一緒に訓練ができるのではないかとか、いろいろ御意見をいただいております。ですので多い少ないは別として、また訓練時期等につきましては関係機関や鹿児島県と協議しながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

**○委員長（成川幸太郎）** 井上委員。発言が続いているようですので、ほかの委員にも発言の機会を与えたいと思います。また後でお願いします。ほかの委員の方から、御意見ございませんか。

ないようでしたら、井上委員にまた引き続きお

願います。

**○委員（井上勝博）** 専門委員会の審議を傍聴する機会がありましたので、私は一番専門委員の中から、地震によって原発事故が起こることということならば、かなりの揺れに違いないと。6強ですから、そうすると一部壊滅的な状況になっているのではないだろうか。つまり、けが人が多く出たり、家が倒れて瓦れきが道路を塞いだり、さまざまなことが考えられるのではないかと。そういったときに避難というのができるのかと問題提起をされた専門委員の方がいらっちゃって、前から指摘をされていることではあったとしてもですね、この問題を真面目に考えることは必要なことかなと思うんですね。それからもう一つ、一般質問でもお話ししましたが、バスが果たして来るのかどうか。毎時500マイクロシーベルトの場合はですね、その1日以内に避難しなきゃいけないということになっているのですが、実際は、バス協会との協定では1ミリシーベルト以上被曝の恐れがある場合は、出動しないというふうになっておりますので、そういった場合にはいったいどうするのかという問題は未解決のままになっているわけですが、この問題については県との間で相当協議しなきゃいけない問題だと思うのですが、当局の認識をお尋ねしたいと思うのですが。

**○防災安全課長（寺田和一）** 2点あったかと思います。まず1点目。私も、専門委員会を2回傍聴をさせていただきました。確かに井上委員がおっしゃった意見はあります。ただし、その前にこのような地震でもって本来は発電所自体に異状が起きるということは考えられないのではないかと付け加えながらの御意見だったかと記憶します。ですので、そこにつきましては議会の答弁などで申しましたとおり先般田中委員長がお見えになったときもおっしゃいました。まずもって大きな地震等災害が起こった場合には身の安全を守ることを第一義にしてくださいという説明を受けております。そういったものをしっかり市民の方にお伝えしながらやりたいと思いますし、訓練につきましては、今、専門委員会の御意見ということで承りましたが、これにつきましては次年度以降、また委員会が開かれて、そこの中でどのような対応をしていくのか委員お一人お一人の意見を検証したり、意見、助言をもらうなどして検討していきたいというふうに鹿児島県が問い合わせたとこ

ろ述べておりますので、私もそれに従って進んでまいりたいと思います。

それから先ほどありましたバスについて、1ミリシーベルトということでございます。これも議会でも御説明させていただきましたとおり、バスが出動がかなわない場合においては、防災関係機関、自衛隊等をお願いをして避難の誘導に当たることとしております。特に未解決ということではないと私は認識をしております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 運転手が運転できないときには自衛隊員がするというのですが、バスの運転するというふうになっている自衛隊員が確保されているのかどうかは確認されているのですか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 人数について、きっちり何人ということはございませんが、ここにつきましては防災関係機関との申し合わせといえますか、打ち合わせの中におきまして1ミリシーベルトを超えて、バス事業者が避難のバスを運行できない場合については、防災関係機関、特に自衛隊だけには限りませんが、そのような対応をとるということで鹿児島県とも確認をとっております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 自衛隊員も恐らく被曝線量の上限が定められているのではないかと思います。そこはないのですか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 防災対策に従事をする職員につきましては、消防を含めてきちんと災害発生時はいくら以上ということが定められております。その上限内で活動することになるかと思いますが、また、20マイクロシーベルトであったり、500マイクロシーベルトという数字につきましては、防災関係機関が従事する場合の職員の線量限度とかからすると、大分下回った数値であると認識しております。

**○委員（井上勝博）** 私は、ここはしっかりしておかないと思うんですね。実際にバスの運転手がいらない。自衛隊員がバスの運転ができるのかという問題も含めて、自衛隊員をどれだけ確保できるのか。バス協会は、バスを、そして自衛隊に貸すということになっているのかどうか。そういったものもきちんと確認していただきたいと思うんですが。それは確認していただいて、次回にでも資料として提出していただければありがたいので

すが。委員長、よろしいでしょうか。

**○防災安全課長（寺田和一）** これにつきましては、平成26年の9月、もしくは10月だったと記憶します。国において原子力災害対策の会議がありまして、避難計画について承認されております。その中において万が一避難しなければならない場合、それで車両等不足する場合には、外部から避難の支援をすとかということをもって、資料の中でも提示してありますので、それは確か井上委員もお持ちだったかと思いますが、そのように公表されていることかと私は認識しております。

**○委員長（成川幸太郎）** 井上委員、新たに資料を出してくれということですか。その資料の件で。

**○委員（井上勝博）** バス協会の協定書については、私は1ミリシーベルトについては入念にチェックしたつもりであったのですが、例えば、自衛隊がバス協会に対してバスの提供という協定は入っていたかどうかということを私は確認していないので、そういったことが本当にできるのかどうか。バス協会に提供を求めることができるのかどうかとか。それから自衛隊員が果たして人員を確保できるのかどうか。バスの運転ができるのかどうかということも含めて、そういったことがきちんとわかるという資料がなければ、どうもその辺をやっぱり市民は不安を抱くと思います。私だけではないと思います。

**○委員長（成川幸太郎）** ただいま、井上委員から、資料を要求ということでありますが、このことについて、委員の皆さん、御意見はありませんか。

**○委員（川添公貴）** 現実、私も耳にしたかどうかはわかりませんので、委員長におかれて、調査された上で御判断をいただくようお願いします。それからですね。基本的にですね。5キロから30キロについては、自主避難が基本なんで、そもそも避難についてですね、バスの運転手の人員がどうの、自衛隊員の免許がどうのということは、バス免許というのは2種免許がいるんですね。それが、自衛隊員において、いらないとかなるとですね、国防に関係してきますので、委員長におかれて、しっかり調査されることをお願いしておきたいと思います。

**○委員長（成川幸太郎）** 当局のほうでそこら辺をもうちょっと調べて、もし出せるものがあれば、出していただくということでよろしいでしょうか。

**○危機管理監（中村真）** 今、委員長のほうからもありましたが、今、井上委員が質問されているのは、県が結んでますバス協定でございますので、資料として出せる出せないというのは、県の御判断もいただきながらということになりますので、今、川添委員のほうからもありましたようにですね、ちょっと中身を精査させていただきまして、出せる出せないという判断は、県との協議と、そういった結果を踏まえて、委員長と相談させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

**○委員長（成川幸太郎）** 井上委員、今のとおりでよろしいでしょうか。ほかに。

**○委員（井上勝博）** 先ほどのですね。震度6強で原発事故が起こらないだろうと思うけれども、起こった場合は、まちは壊滅的な状況になっているだろうというお話であったのですが。起こらないであろうといってもこれは100%ではないわけで。IAEAの防護の考え方からいったら、起こった場合はどうするのかということをしきんなくちゃいけない。シビアアクシデントが、起こった場合にはどうするのかということについては、しなきゃいけない。重大事故は起こらないであろうという考え方では5層防護の考え方とは違うと思うのですが、お願いいたします。

**○危機管理監（中村真）** 先ほど課長が言ったのはですね、起こらないだろうというものもあるけれど、それではなくて井上委員が言われますように、事故が起こるかもしれない、そういう中で対策はしっかりしていきますよと、そういうことでも委員長も言われておりますので、先日の委員長の話というのも大変日本の規制基準というのも厳しくして、事故が起こりにくい、起こらない、そういったことも言えないことはないけれども、でもやはり100%ではないので、防災対策もしっかりとっていかなければいけない。そういう中で委員会としまして示してあります指針、それに基づいた計画をつくってそして市民の皆様にもそれを踏まえた説明をしていただいて、防災対策も引き続き万全になるように取り組んでいただきたいということでの趣旨での説明だったというふうに思いますし、私たちもそういったことで取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

**○委員長（成川幸太郎）** まだあるのですか。最

後ですね。

○委員（井上勝博）起こらないかもしれないがではなく、起こった場合にどうするのかという考え方でやらないといけない。熊本の地震もありましたが、ビルが倒壊したり、家が倒壊したりして、ほとんど道路が使えない状況にもなります。だからそういうことも想定しなくちゃいけない。そしてまた福島津波の被害者が出て、退去命令が出れば、退去しなくちゃいけない。声はするけれども助けられなかった。その場合はどうするのかという問題ですね。家に潰されて、うめき声が聞こえるのに、退去するのかという問題もですね。やっぱりこれはどうするのかということは、私は未解決の問題だと思いますので、防災訓練のことで総括されるのであれば、真剣に議論をしていただきたいと思います。

○委員長（成川幸太郎）何か答弁がありますか。いいですか。ほかにございませんか。

質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）質疑はないと認めます。

以上で…

○委員（井上勝博）委員長、その他、ちょっと。

○委員長（成川幸太郎）もう移ったから委員外に。

○委員（井上勝博）いや、違う。

○委員長（成川幸太郎）いや、委員外に行って、もう終わったんだから。

○委員（井上勝博）いやいや…。

○委員長（成川幸太郎）もうその他はないですよ。いやないです、ないです。その他があるわけがない。以前から委員会でその他はありませんと。テーマに沿った…

○委員（井上勝博）再度、問題提起を。

〔発言する者あり〕

○委員（井上勝博）できないのですか。

○委員長（成川幸太郎）以上で、平成28年度原子力防災訓練の実施結果についてを終了します。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（成川幸太郎）以上で日程の全てを終わりました。

以上で本日の委員会を閉会したいと思います、御異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎）済みません。もう一つ抜かしておりました。

それでは、本日、審査しました陳情に係る委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

△閉 会

○委員長（成川幸太郎）以上で本日の委員会を閉会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。



## 【卷末資料】

陳 情 文 書 表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                        |       |                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|-----------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 陳情第1号                                                  | 受理年月日 | 平成29年 2 月 2 1 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 鹿児島県知事へ安定ヨウ素剤の事前配布に関する意見書の提出を求める陳情                     |       |                 |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 薩摩川内市平佐町1826番地1<br>川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内<br>代表 田中 ひろみ |       |                 |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                        |       |                 |
| <p>薩摩川内市では、原発から5キロ圏内には、放射性ヨウ素を吸い込むことによる甲状腺がん発生を防ぐために安定ヨウ素剤を事前に配布している。3歳以上に対しては丸剤を、3歳未満にはゼリー状の安定ヨウ素剤である。</p> <p>5キロ圏外については、事故発生後、原発から約30キロの避難退域時検査場所（スクリーニング場所）又は避難先で配布とされている。そして、被ばくレベルが毎時20マイクロシーベルトを超えた場合、1週間以内に避難することになっている。</p> <p>しかし、熊本地震で道路の寸断や停電が続いたりした状況を考えると、5キロ圏外の住民が様々な理由で、効果のある時間内に受け取ることが困難になるのではとの懸念がある。</p> <p>島根県には、中国電力の島根原発がある。再稼働はまだ審査中で運転に入っていないが、昨年から30キロ圏内の希望者に安定ヨウ素剤の事前配布を始めた。もちろん5キロ圏内の住民には配布済みである。希望者は説明会に行き、安定ヨウ素剤を受け取るという仕組みである。そして、経費は国に申請し受け取って実施している。島根県は、災害時には安定ヨウ素剤を約70箇所の一時集結所で配布することになっている。</p> <p>薩摩川内市の南側に隣接するいちき串木野市では、今年の12月議会において、医師、歯科医師、薬剤師を含む659名の連名による陳情が趣旨採択され、関係行政庁宛てに安定ヨウ素剤の希望者への事前配布を求める意見書を提出している。</p> <p>よって、以下のとおり陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>鹿児島県知事へ、安定ヨウ素剤の事前配布計画を作り、原発から30キロまでの地域住民に対し、安定ヨウ素剤の事前配布を希望する者への配布を行うことを趣旨とする意見書の提出を求める。</p> |                                                        |       |                 |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 成 川 幸 太 郎